

～アレルギー表示義務品目の改正～

食物摂取による「アレルギー」とは

食物を摂取した際、身体が食物（に含まれるタンパク質）を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすことがある。

これを食物アレルギーと呼んでいる。(消費者庁 HP より)

食物アレルギー表示制度

特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、加工食品等へ特定原材料を含む旨の表示を規定。(消費者庁 HP より)

今回の改正の内容について

消費者庁より、食品表示義務の一部を改正する内閣府令が公表され、アレルギー表示が義務つけられた品目(特定原材料)に「くるみ」が追加されました。

今回の改正では、くるみによるアレルギー症例数の増加等を踏まえ、「くるみ」が

「特定原材料に準ずるもの」(表示推奨)から「特定原材料」(表示義務)に格上げされることとなりました。

このため、原材料に「くるみ」を含む食品を製造している事業者の皆様につきましては、経過措置期間(2025年3月31日まで)以内に表示ラベルの切り替えを行う必要があります。

アレルギー表示対象品目一覧

区分		対象品目
特定原材料 (8品目)	表示：義務	えび、かに、 <u>くるみ</u> 、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)
特定原材料に 準ずるもの (20品目)	表示：推奨	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

